

令和6年度 胆振農業改良普及センターの普及活動方針

1 普及活動方針

胆振の農業は北海道の中南部に位置し、気象は積雪が少なく、春の訪れが早く、夏は比較的涼しく、秋は好天の日が多い。気象的には農業生産には恵まれた地域である。

農業構造は、耕地面積が34,000ha（2019）前後で推移し、農家戸数は1,653戸（2020年農林業センサス概数値）で減少傾向にある。緩やかではあるが農地の流動化も進んでいる。

経営主の平均年齢は60.3歳（2015年）と高齢化が進んでおり、経営規模は家族経営を中核とし平均17ha（2020年農林業センサス概数値）の複合経営が主体となっている。全道平均より経営規模は小さいものの、家族経営のほかに法人・企業経営など多様な経営が展開されている。

このため、農業従事者や農村人口の減少、高齢化は進む傾向にあり、労働力不足や生産基盤の弱体化、地域の集落機能の一層の低下が懸念されるとともに、国際情勢の影響を受け農業資材等が高止まりとなり、農業経営を圧迫している。このため、ICTを活用した省力化技術の導入など、スマート農業の実現に向けた課題整理や環境づくりが急がれる。さらには国際貿易の進展に伴い、GLOBALG・A・Pの手法やHACCP手法の導入推進により、経営管理や食品安全性の向上に取り組むことが急務となっている。

近年は気象変動による収量低下、品質低下、病害発生への対応、自然災害への支援や意識啓発が求められている。

本所区域の西胆振地域（登別市から西側の3市3町）は、道内有数の野菜産地で、気象条件を活かし古くから葉茎菜類を中心に数多くの品目が栽培されている。畑作は、てんさい、小麦を中心に野菜類との輪作体系を基に生産性の維持を図っている。水稻は栽培面積は少ないが複数の地域ブランドを有し、多様な販路展開が行われている。果樹栽培では立地条件を活かし観光果樹園や直売を軸にりんご、おうとう、ぶどう、プルーン等の多品目を栽培している。酪農、肉用牛、養鶏、養豚などの畜産は、企業的経営体が多く、農業生産額の60%を占める重要な作目である。

東胆振支所地域（白老町から東側の1市4町）は、水稻を地域の生産基盤とし多様な複合経営が展開されている。畑作は転作田を基盤として、大豆、麦類、てんさいによる輪作体系と野菜のかぼちゃや大玉トマト、花きなどは道内有数の作付け規模を誇っている。畜産では粗飼料生産の協業化や、地域ブランド戦略からの高品質肉用牛生産が行われている。外部資本参入経営体による、養鶏や養豚も広く展開している。さらに軽種馬の生産地でもある。

普及センターでは、令和3年度から「第6期北海道農業・農村振興推進計画」に掲げる4つの「めざす姿」や地域農業・農村の「めざす姿」の実現と協同農業普及事業の実施に関する方針の課題を踏まえ、『未来へ贈ろう！ 活気あふれる多様な胆振農業』を目指し、農業者の意向を汲み地域の優れた潜在力を発揮できる現場重視の提案・実証型の普及活動を展開していく。活動にあたっては、総合振興局や市町、関係団体などと連携・協働を図る。

2 普及活動の基本的な取組

- (1) 持続可能で生産性の高い農業・農村の推進
- (2) 国内外の需要を取り込む農業・農村の推進
- (3) 多様な人材が活躍する農業・農村の推進
- (4) 道民の理解に支えられる農業・農村の推進

3 効果的かつ効率的な普及活動の内容

(1) 持続可能で生産性の高い農業・農村の推進

近年、異常気象の発生により生産が不安定となっている。一方では、食の安全・安心への関心が高まっている。農業経営を安定させるため、気象に応じた適期管理、作物・作型の組み合わせによるリスク分散、消費者・需要者のニーズに応じた農畜産物生産、GAP手法の導入、安全・安心への取組み、コスト低減、省力化技術の導入、ICT等の先端技術の活用を進める。

ア 食料の安定生産体制の整備

〔稲作〕

- ・ 水稻生産力の維持・確保と生産構造の再編による経営改善
- ・ 高密度播種栽培など低コスト・省力化技術の導入推進
- ・ 高品質・良食味米、クリーン米の安定生産
- ・ 消費者ニーズをとらえた地域ブランドで稲作産地の評価の向上

〔畑作〕

- ・ 団地化など効率的な農用地の利用、農作業受委託組織や協業組織の育成
- ・ 排水改善対策や有機物施用、適正な土壌管理による生産性の改善
- ・ 緑肥導入や抵抗性品種の導入等による土壌病害対策と合理的な輪作体系の確立
- ・ てんさい直播栽培技術やスマート農業の導入による省力化と安定生産

〔園芸〕

- ・ 生産技術の改善と省力・効率化栽培技術による安定した野菜産地の確立
- ・ 地域重点品目の安定生産と消費者ニーズに対応した野菜・花き栽培技術の普及
- ・ 胆振の立地条件を活かした新たな品目・作型の検討と導入
- ・ 気象変動や災害に左右されにくい果樹栽培技術の普及と高齢化、労働力不足に対応した省力栽培の検討

〔畜産〕

- ・ 高品質な牛肉や素牛を効率的に生産する肉用牛経営の確立
- ・ 生乳中の細菌数、体細胞数低減による乳質の向上
- ・ 多様な飼料作物の利用による自給飼料の良質化と自給率の向上
- ・ 家畜伝染病予防に向けた取組支援
- ・ 家畜糞尿の適正かつ有効利用による地域資源循環型経営の確立

イ 環境と調和した農業の推進

(ア) 環境保全型農業の普及拡大と有機農業の推進

- ・ みどりの食料システム戦略の推進
- ・ 北海道有機農業推進計画(第4期)の推進

(イ) 病虫害・疾病に対する迅速かつ効率的な防疫対策の推進

(ウ) 鳥獣害(エゾシカなど)による農作物等被害防止対策の推進

ウ 農業生産工程管理等の推進

(ア) 食品安全や環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理等の持続可能性を確保するため、生産段階におけるGAP手法やHACCP手法の導入を推進

(イ) 農作業事故防止への取組支援

エ 戦略的な技術開発と普及・定着

(ア) ICTを活用した地域に合うスマート農業の普及推進

(イ) 新技術の開発や地域に応じた組み立てを推進するための試験研究機関との連携

(2) 国内外の需要を取り込む農業・農村の推進

管内には道内有数の温泉や観光地があり、特色ある農産物、直売所、観光農園、加工販売など地域資源を活かした高付加価値化の取り組みがある。特色ある農畜産物・加工品のブランド化、農家が行う加工・販売、農商工連携による商品開発、HACCP手法の導入、アグリビジネス振興などの6次産業化と地域に人が来る活気と魅力ある農村づくりを進める。

- ア 胆振農業の魅力発進と地域を代表する農畜産物のブランド力強化
- イ 地域特性を活かした付加価値の高い農畜産物づくりの支援
- ウ 観光等の地域資源や様々な分野との連携
- エ 他産業との連携や地域ぐるみの6次産業化の推進
- オ 地理的表示(G I)認証取得によるブランド力の強化支援

(3) 多様な人材が活躍する農業・農村の推進

農家戸数の減少や高齢化が進み、地域農業を維持するため、多様な担い手の確保と育成が緊急の課題である。また、青年農業者の生産技術や経営改善能力の向上、女性農業者や高齢者が活躍できる場づくり、家族経営体を支える支援システムづくりが必要である。

- ア 新規参入者の確保、就農定着への支援
- イ 青年農業者の組織活動と栽培技術・経営管理手法習得の支援
- ウ 女性農業者の組織活動と能力を活かした活動への支援
- エ 担い手育成のため指導農業士・農業士会との連携を図る
- オ 地域における農作業支援組織の育成と法人化志向農業者への支援
- カ 農福連携の推進、外国人材の受入に向けた環境整備の推進

(4) 道民の理解に支えられる農業・農村の推進

農業・農村に対する道民理解を促進し、貴重な財産として育み、将来に引き継いでいくため、食育や地産地消などを推進する。人口減少が進む農村において、農村の持続性を高めるため、農業・農村の持つ多面的機能の発揮に向けた取組や、都市と農村の交流などを通じて、道民の理解を深めていく。

- ア 食育の推進と食文化や伝統などの継承
- イ 地産地消を進める農産物直売所の支援
- ウ 観光と連携した地域食材の活用、消費者と結びつける取組みへの支援
- エ 農業・農村の有する多面的機能を活かした農業・農村づくりへの支援
- オ 都市と農村の交流促進等による地域活性化

4 普及活動の推進方法

(1) 普及活動の重点化

地域の農業振興や課題の解決において普及活動対象を重点化し、重点地域が抱える課題について農業者や関係機関との合意に基づき、提案技術の実証による地域課題の解決と、その成果の管内への波及活動を行う。

(2) 本所・支所体制と広域班による効果的普及活動

地域課題解決研修や専門部会の活動による横断的な調査研究活動を行い、本所・支所の

地域係の情報共有化を図り、活動体制を強化する。地域農業が抱える重要な共通課題の解決を専任業務とする広域班が、地域係と連携して課題解決に取り組む。

(3) 普及職員の資質向上と調査研究

農業分野における技術革新や農業者の高度かつ多様なニーズに対応するため、OJT・職場研修の充実、専門部会活動の強化を通して職員の資質向上を図る。また、普及指導員の実践的支援力向上のための調査研究活動に取り組む。

(4) 地域農業・農村の「めざす姿」の実現

「めざす姿」の実現に向けて総合振興局施策と連動して普及活動を推進する。

(5) 地域農業技術支援会議

地域農業が抱える課題解決に向け試験研究(道総研)、普及(普及センター)、行政(振興局)が連携して取り組み、地域農業を総合的に支援する。

(6) 関係機関との連携強化

地域の農業振興計画や農業者との合意に基づき、市町や農協・農業委員会・ホクレン等の関係機関と連携を図り、解決方法の合意形成と役割分担により普及活動を展開する。

(7) 農業革新支援専門員の設置

協同農業普及事業実施に関する方針並びに協同農業普及事業実施要領に基づき、農業改良普及センターに配置する農業革新支援専門員は、主任普及指導員が担うものとし、その業務にあたっては、農業研究本部技術普及室等、本庁技術普及課と連携しながら対応する。